

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 2 年 4 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定

# 羽曳野市税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 3 0 日

羽曳野市条例第 2 1 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「までの規定」を「まで、第 61 条又は第 62 条の規定」に、「又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」を「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」に改める。

附則第 7 条の 2 に次の 1 項を加える。

27 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第 8 条の 6 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 23 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市税条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 6 条の 2 省略 (読替規定)</p> <p>第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条又は第 62 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 63 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」とする。</u> (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 1～26 省略</p> <p><u>27 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u></p> <p>第 7 条の 3～第 8 条の 5 省略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 8 条の 6 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(附則第 8 条の 10 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 81 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第 8 条の 6 の 2～第 22 条 省略 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><u>第 23 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 6 条の 2 省略 (読替規定)</p> <p>第 7 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 63 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 1～26 省略</p> <p>第 7 条の 3～第 8 条の 5 省略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 8 条の 6 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(附則第 8 条の 10 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 81 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第 8 条の 6 の 2～第 22 条 省略</p> <p>以下省略</p>